

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

記者発表資料
平成20年5月20日
都市経営局基地対策課担当課長
金子晴由 電話 671-2057

旧小柴貯油施設における土壌調査（資料等調査）の結果について

～南関東防衛局から資料等調査報告書を受理しました～

昨日5月19日、国（南関東防衛局）から、旧小柴貯油施設における資料等調査の結果について、報告書を受理しましたので、お知らせします。報告書の全文は、本日5月20日より基地対策課ホームページ（URL 下段参照）に掲載します。

資料等調査では、既存樹林地など敷地の約50%にあたる区域は汚染のおそれがないと判断されました。それ以外の区域については、資料等調査の段階では、汚染のおそれが否定できないため、現地の土壌等を採取し分析する「概況調査」を実施することとされています。

なお、南関東防衛局では、この調査結果に基づき、平成20年3月28日より12月25日までの工期で概況調査に着手しております。本市では、引き続き、国に対して調査の早期完了を働きかけてまいります。

1 資料等調査について

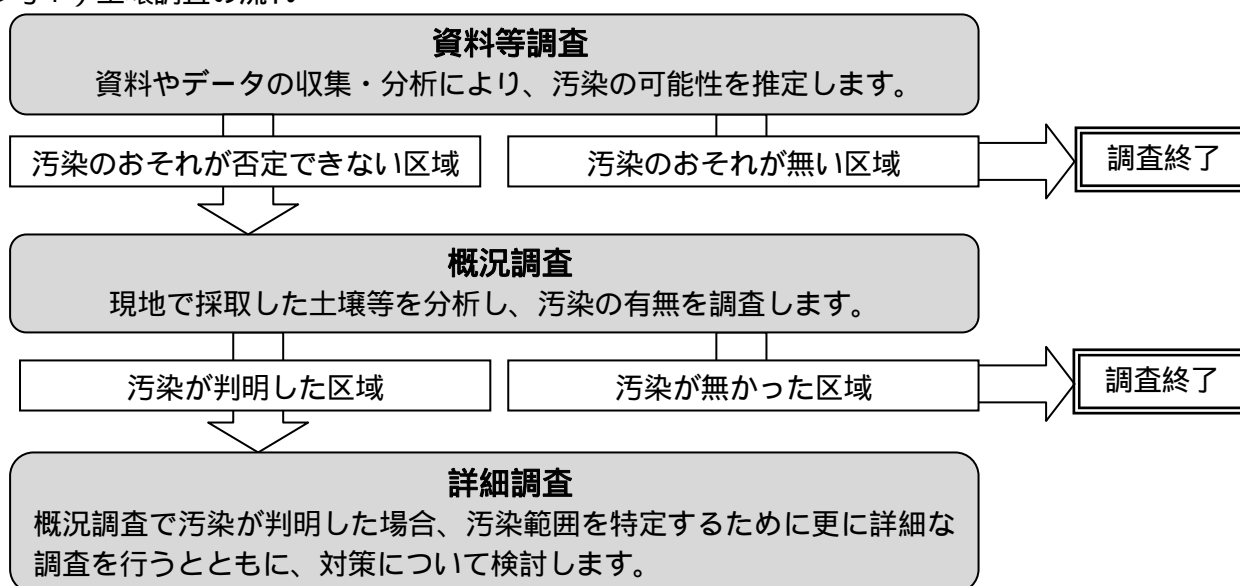
本市では、国に対し、旧小柴貯油施設における土壌調査の実施について働きかけを行ってきました。南関東防衛局は、平成19年11月28日から、土壌調査の第1段階の調査である資料等調査に着手し、昨日5月19日、調査結果について、報告を受けたものです。

資料等調査とは、資料やデータ等を収集・分析することにより、土壌汚染が存在するおそれを推定し、現地における土壌等の採取範囲や方法を特定するものです。

2 添付資料

「旧小柴貯油施設資料等調査」の概要

（参考1）土壌調査の流れ



（裏面あり）

(参考2) 旧小柴貯油施設の概要

横浜市では、平成19年3月に策定した「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」において、旧小柴貯油施設については都市公園（開港150周年の森）として整備を目指すこととしています。

接收年月日 昭和23年10月3日

返還年月日 平成17年12月14日

所在地 金沢区柴町、長浜、幸浦二丁目、並木三丁目

面積 52.6ha（国有地97%、民有地2%、市有地1%）

経過 昭和23.10.3 旧日本海軍の施設を米軍が接收
昭和56.10.13 6号タンクが爆発し、火災が発生
平成16.10.18 日米合同委員会で、一部（約10ha）返還の方針が合意された
平成17.10.18 日米合同委員会で、小柴貯油施設の陸地部分全域及び制限水域の一部に係る返還予告等が合意された
平成17.12.14 陸地部分全域と制限水域の一部が返還された



旧小柴貯油施設位置図

「旧小柴貯油施設資料等調査」の概要

1 資料等調査について

「旧小柴貯油施設資料等調査」は、南関東防衛局が、資料やデータ等の収集・分析により、土壌汚染や水質汚染の可能性を把握するため、次の概要のとおり実施したものです。

(1) 調査業務の概要

業務名称：旧小柴貯油施設資料等調査

履行期間：平成19年11月28日から平成20年2月29日まで

目的：旧小柴貯油施設における土壌汚染及び水質汚染の蓋然性を把握するため対象地に係る土地の使用状況等の調査を行う。

調査対象期間：おおむね昭和12年（日本海軍による土地買収開始時期）から平成17年12月（返還時期）まで

(2) 調査内容

ア 資料等調査

○土地登記簿等による地歴調査

土地登記簿、地形図、航空写真、住宅地図や参考文献等を収集・判読し、有害物質を発生させた可能性のある建物等の立地履歴や盛土等の地形改変の有無等を調査した。

○地形・地質・地下水に関する調査

地形・地質的区分や水利・地質的区分に関する資料を収集・整理し、立地条件や地下水の流向を推測した。

○環境測定結果資料の照査

周辺の環境測定結果資料を収集し、照査するとともに旧小柴貯油施設への影響を検討した。

○現地視察及び聞き取り調査

現地踏査を行うとともに、関係者への聞き取り調査を行い、過去における施設の稼働状況、土壌汚染発生の可能性及び周辺からの土壌汚染物質の流入あるいは流失の可能性を検討した。

イ 土壌・地下水汚染の検討・評価

アの結果・内容を総合的に検討し、概況調査の対象となる物質毎に、次に掲げる区分により分類作業を行った。

- ①汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地
- ②汚染土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地
- ③①及び②に掲げる土地以外の土地

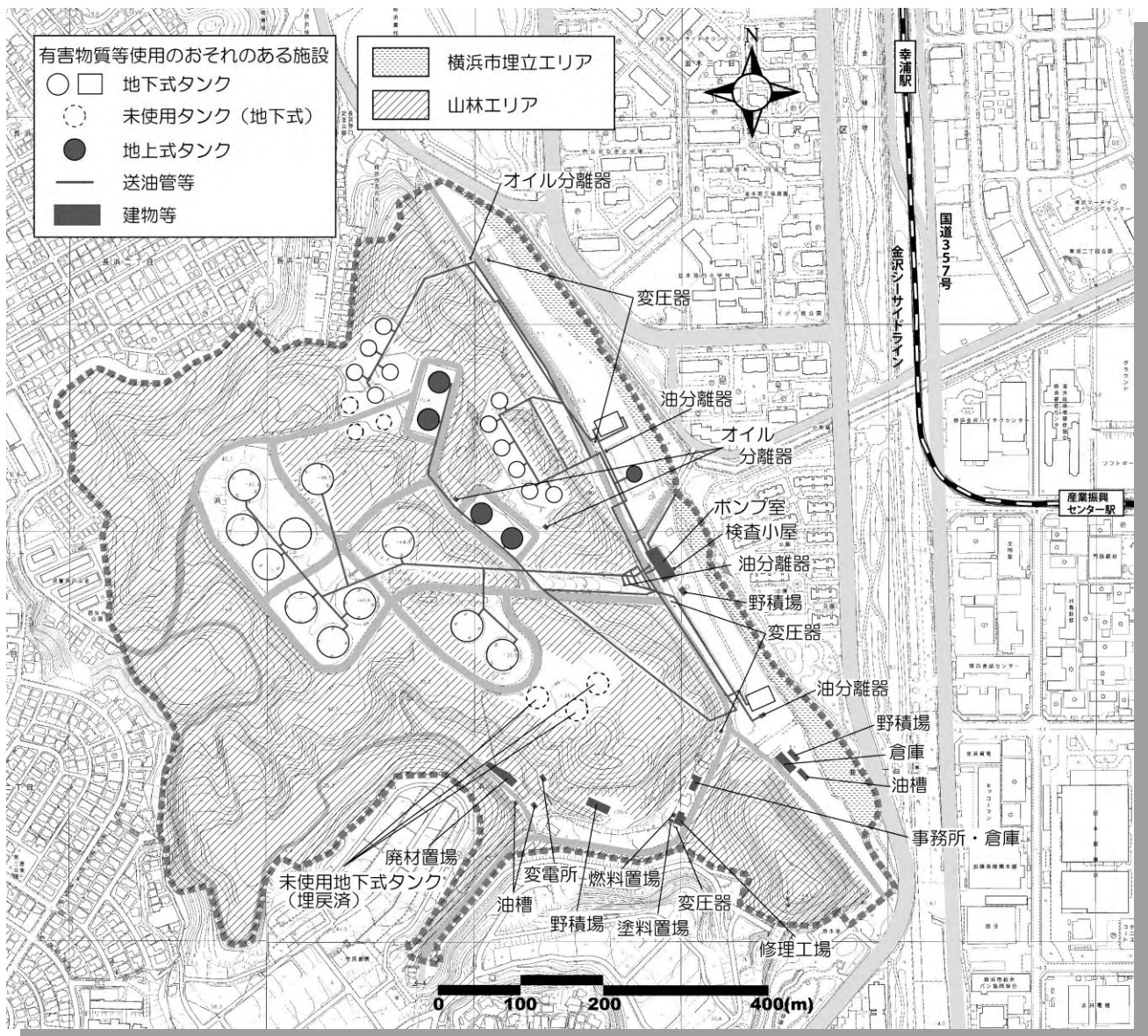
ウ 土壌汚染概況調査計画・立案

イの分類結果により、土壌汚染対策法に定められた方法により、土壌汚染概況調査計画を立案した。イで②及び③に分類された区域が概況調査実施区域である。

2 資料等調査の結果概要

資料等調査による、現地の主な土地の利用履歴は以下のとおりです。

- (1) 敷地西部を中心とした山林エリアは、過去から現在まで継続的に山林であり、土地の改変も見受けられないことから有害物質等の使用は無いものと考えられる。
- (2) 横浜市埋立エリアは、山砂による埋立が主であることから汚染のおそれは無いと考えられる。
- (3) 航空燃料等が貯蔵されていた経緯から、貯油タンク、ポンプ施設及び送油管の位置する土地については、ベンゼン・鉛及びその化合物・油分による土壤汚染の可能性が否定できない。
- (4) 変電施設、修理工場、油槽、野積場、塗料置場や廃材置場等については、施設名称から、有害物質及び潤滑油等の使用・保管が否定できない。



※) この図は、南関東防衛局が実施した資料等調査の報告書をもとに横浜市が作成したものです。

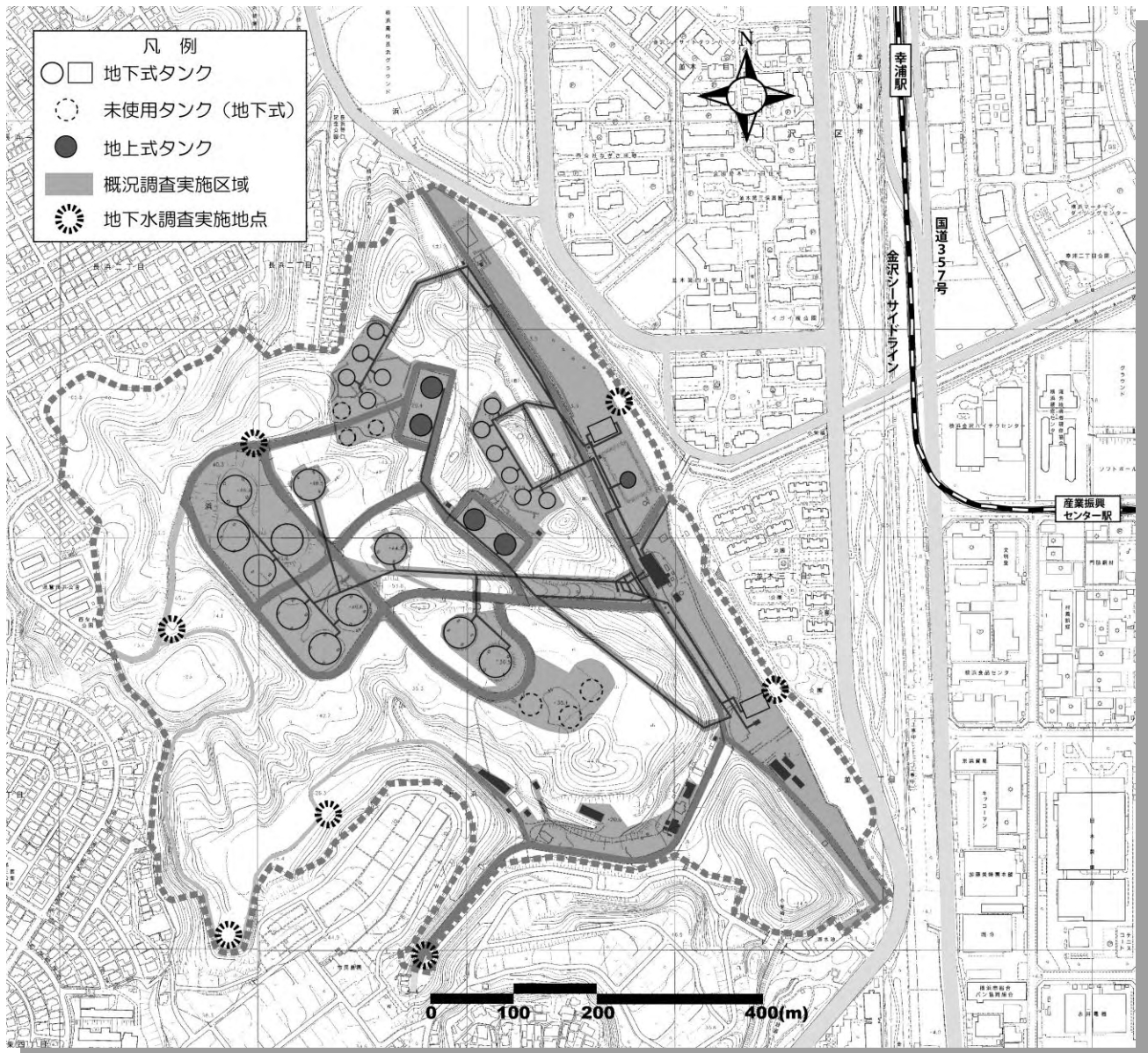
図 有害物質等の使用のおそれがある施設平面図

3 概況調査の計画

資料等調査の結果に基づき、以下の内容で概況調査を計画しています。南関東防衛局では、この計画に基づき、本年3月28日から12月25日までの工期で概況調査を実施しています。

(1) 調査の範囲

旧小柴貯油施設の約50%に当たる、26.5haを対象として調査を実施する。
山林エリアや横浜市の埋立エリアは、汚染のおそれがないとした。



※) この図は、南関東防衛局が実施した資料等調査の報告書をもとに横浜市が作成したものです。

図 概況調査実施区域

(2) 調査対象物質

使用履歴に基づき、調査地点毎に調査対象物質は異なるが、ベンゼン、鉛及びその化合物や油臭・油膜など、合計で23項目を対象とする。

(3) 調査方法

ア 表層土壌の採取・分析（1,815箇所）

地表から5cm及び5～50cmの深さの土壌を採取し分析するもの。

イ 深度方向土壌採取（183箇所）

地下タンクの近傍において、地下タンク底面+1mの深さの土壌を採取し分析するもの。

ウ 土壌ガス調査（902箇所）

地表から80～100cmの深さの土壌ガスを採取し分析するもの。

エ 地下水調査（7箇所）

地表から5m又は30mの深さの地下水を採取し分析するもの。